様式第２号（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。）

平成　　年　　月　　日

意見聴取調書・意見聴取報告書の閲覧申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第５８条第５項の規定による意見聴取調書（以下「調書」という。）又は意見聴取報告書（以下「報告書」という。）の閲覧の申請を以下のとおり行います。

１　事件名

２　申請者

事業者名 （氏名）	
代表者名	㊞
所在地 （住所）	

３　閲覧対応者

部署名・役職名等	
対応者名	
連絡先	

※　代理人が立会いを行う場合は，委任状を提出してください。

４　閲覧希望日時

第１希望日	平成	年	月	日（　）	午前・午後	時	～	時頃
第２希望日	平成	年	月	日（　）	午前・午後	時	～	時頃

５　閲覧の対象

	調書のみ希望		報告書のみ希望		調書及び報告書を希望

※　希望するものに○を付してください。

６　調書の閲覧を希望する場合における当該調書に係る意見聴取の期日

平成　　年　　月　　日（　）

注１　用紙が足りない場合には別紙により作成し，本申請書に添付してください。
注２　閲覧の際は，必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第５０条第１項の書面の原本を持参してください。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行に伴い、及び同法律の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日　　公正取引委員会委員長　杉本　和行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の十二第一項に規定する審判手続に関する規則等の廃止）

第一条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の十二第一項に規定する審判手続に関する規則（平成十四年公正取引委員会規則第九号）

二　公正取引委員会の審判に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第八号）

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十三条第一項に規定する審判手続に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第九号）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部改正）

第二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）を次のように改正する。

第七条の二及び第九条中「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改める。

様式第三十一号から様式第四十八号まで中「第49条第５項」を「第50条第１項」に改める。

（課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則の一部改正）

第三条　課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則（昭和五十二年公正取引委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十条の九第一項及び第二項」を「第六十九条第一項」に改める。

第二条中「第七十条の九第五項」を「第六十九条第四項」に改める。

様式第一号（表面）中「官房総務課審決訟務室長」を「職名」に改め、同様式（裏面）中「所管」を「主管」に改め、「併せて納付してください」の次に「。ただし、この督促状が送達される前に完納している場合は、延滞金の納付の必要はありません」を加える。

様式第二号（第一葉）中「第70条の９第５項」を「第69条第４項」に改め、同様式（第二葉）中「抜すい」を「抜粋」に、「第70条の９第１項」を「第69条第１項」に改め、「同条第２項　前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき（第66条第１項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。）は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第３項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納付命令についての審判請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞金の全部が納付されたときは、この限りでない。」を削り、「同条第５項」を「同条第４項」に改め、「又は第２項」を削り、「これ」を「その督促に係る課徴金及び第２項に規定する延滞金」に改める。